

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2023年6月26日 No.52 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
事務局 E-mail datsushiga@yahoo.co.jp ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

6月15日 第37回口頭弁論 裁判長の交代に伴う弁論の更新	1
【原告側の説明概要】	2
【被告側の説明概要】	3
新しい裁判体	5
【記者会見・報告集会】	5
今後の大津地裁での原発裁判の予定	7
訃報	7
情報提供 岸田 GX、こども甲状腺がん裁判に関する二つの講演	7
最近の原発裁判の裁判所の判断～住民の訴えを退けた二例～	8
避難計画に関する交流(7月23日ズーム併用)	8

6月15日 第37回口頭弁論 裁判長の交代に伴う弁論の更新 原告、被告各90分で従来の主張の要点を法廷で説明 次回は地盤の三次元探査の必要性について芦田京大名誉教授が証言

6月15日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第37回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午前11時から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、午後1時半から法廷での弁論、午後5時過ぎから記者会見・報告集会を行いました。

法廷では、裁判長をはじめ3人の裁判官がすべて交代しており、原告、被告各90分の持ち時間で従来の主張の要点をパワーポイントで説明しました(更新弁論)。

原告側は次の6項目について説明しました。①本件各原発が地震に対して脆弱である。②原発は老朽化によりリスクが増大する。③被告の津波予測は大きなバラツキが考慮されておらず過小である。④被告の火山影響評価は過小である。⑤第5の防護レベルである避難計画の実効性がなく原発の稼働は認められない。⑥処理処分の展望がない放射性廃棄物は将来世代の人格権＝命をつなぐ権利を侵害する。立証責任論については、説明資料を準備しましたが、時間がなくなり、法廷での説明は省略しました。

¹ 弁論の更新：裁判官交代の場合、民訴法上は、当事者が従前の口頭弁論の結果を新しい裁判官に陳述することになっており、この手続を弁論の更新という。実際には裁判長が、「双方従前どおりの主張・立証内容でよろしいですね。」などと確認することにより手続きを簡略化しているが、本訴訟では原告、被告で膨大な主張が行われており、新しい裁判官の理解を助けるため、実質的な弁論の更新手続きが行われた。

一方、関電側は次の7項目について説明しました。①司法審査のあり方、②原発の安全対策の考え方、③地震について、④基礎地盤の安定性評価、⑤津波について、⑥火山について、⑦避難計画について

今回は、9月14日(木)午前11:00から進行協議、午後1時半から芦田京大名誉教授への尋問を行うことが正式に確認されました。主尋問の後、関電側25分の休憩を要求したため、日程は以下のように設定されました。

13:30～14:30 原告側主尋問

14:30～15:00 休憩

15:00～16:00 被告側反対尋問

また、原告側は、6月8日付で準備書面(92)、(93)を提出しました。(92)は、震源に極近い地震動問題、(93)は、GX基本方針などの問題を指摘し、原発に「経済性」「環境性」がないこと等を明らかにしたものです。

進行協議では、その後の日程について以下のとおり確認されました。

12月7日(木) 赤松証人の主尋問。午前、午後を予定

3月21日(木) 赤松証人の反対尋問。午前、午後を予定

【原告側の説明概要】

1 本件各原発の地震に対する脆弱性: 井戸弁護団長

1-1 総論

・世界の原発で、マグニチュード4以上の地震多発地帯に立地しているのは日本だけだ。

- ・若狭の原発は活断層に近接している。
- ・詳細な地震記録が得られるようになってから30年に満たず、完全な予測するにはデータの蓄積が十分でない。
- ・実際に起こった地震の事後の分析手法は発展してきたが、予測は発展途上だ。

・地震動の想定は平均像ではなくバラツキを十分考慮する必要がある。

1-2 基準地震動は適切か

(1)基準地震動の見直しがされたが・・・

・各原発の基準地震動は、例えば美浜では、当初の400ガルから993ガルへと倍以上の値に見直されたが、施設の耐震性が高まったわけではない。

(2)経験式のもつバラツキ問題

・応答スペクトルを用いる手法のうち、松田式は、断層長さから地震規模を決めるものだが、地表に現れる断層の長さは地下の震源断層の長さとは一致しない。

・耐専式応答スペクトルも大きくばらついている。

・関電はバラツキの原因は地域性とし、若狭では地域性に特異性がないからバラツキは考慮しなくていいと主張するが、そのことは証明されていない。

・断層モデルによる方法である入倉・三宅式は、断層面積から地震規模を算定するものであるが、式の設定に用いたデータは大きくばらついている。また、断層面積を事前に正確に予測することは困難である。

・熊本地震では、事前の長期評価の断層長さは19kmであったが、事後の解析では42kmから56kmとされた。

・熊本地震の教訓は、入倉三宅式では過小評価につながり、断層長さから地震規模を求める松田式、武村式を使うことが妥当であるが関電は過小評価につながる入倉・三宅式を使用している。

(3)震源を特定せず策定する地震動の問題

・本来M6.5の地震が直下にあることを想定しなければならないが、その1/16の大きさの地震しか想定していない。

・さらに、その想定地震の最大加速度は計算の結果1500ガルとされているが、これが無視されている。

(4)震源極近傍地震動問題

・震源にごく近い地震動は特別の考慮が必要であるが、被告は、極近傍に震源断層はないとしてこれを考慮していない。

(5)被告は若狭湾で発生する地震の震源特性を無視している

(6)地盤の構造評価を正確に行うためには三次元探査が必要である

・被告は、各原発の地盤は水平成層構造であるとして三次元探査は不要としているが、水平成層ではない地盤のデータがいくつも見ついている。

1-3 原子炉建屋基礎地盤の安定性評価は適切か

・岩盤の強度設定に問題がある。

1-4 原発周辺斜面の安定性評価は適切か

・2.7 kg/cm²の引張強度しかない岩盤が、10kg/cm²の引張応力に耐えるなどと評価している。

2 老朽化問題:石川弁護士

・原子炉圧力容器は中性子照射によりもろくなり、緊急炉心冷却時に壊れるリスクが増大している。

・各原発の40年間の運転のなかで、死亡事故を含め老朽化を原因とする事故が多発している。

3 津波のリスク:石川弁護士

・被告の津波シミュレーションは、実際の津波痕跡高により検証が行われているが、検証に用いられたデータ以外にたくさんのデータがあり、計算結果の背景には大きなバラツキが存在している。

・津波の波高が最も高くなるのは、波源に近いところであるが、被告の計算ではピークの値が再現できていないなど予測手法に問題がみられる。

4 火山リスク:高橋弁護士

・被告は火山灰の最大層厚を大きくしたが、評価基準を緩めて安全としており、安全性は確認されていない。

5 避難計画:高橋弁護士

・実効ある避難計画とは、計画に従って避難すれば被曝を避けられること、現実的に計画に定められた内容が履行できることが要件となるが、これに照らして滋賀県や市の計画を見ると実効性があると評価できない。

・実効ある避難計画が策定されていなければ、深層防護の第5のレベルが達成されているとは言えない。

6 立証責任論:(説明省略)

「被告は、具体的審査基準に不合理な点がないこと、適合判断に不合理な点がないことを主張立証しなければならず、これを尽くさない場合は、具体的審査基準に不合理な点があること、適合判断に不合理な点があることが事実上推認される。原告の立証活動は反証。」という福岡高裁宮崎支部決定(H28.4.6)などの考え方に従って立証責任を分配すべきである。

【被告関電側の説明概要】

1 司法審査のあり方

・被害が生じる「具体的危険性」が存在することが必要。

・内在する危険が顕在化しないように適切に管理されているかどうか「具体的危険性」の有無として判断されるべき。

・規制委員会の審査で安全性が裏付けら

れた。

- ・いかなる機序で人格権の侵害が起こるか原告側が立証責任を有する。
- ・伊方最高裁判決の判断枠組みは仮に適用されるにしても事業者の立証責任は安全性基準の適合に限られ、新規制基準の(不)合理性は原告らが主張立証すべき。

2 原発の安全対策の考え方

2-1 安全対策の全体像

- ・地震、地盤、津波、火山など自然的立地条件にかかる安全対策。
- ・平常運転時の被曝低減対策
- ・事故防止に係る安全対策（深層防護の考え方を適用）

2-2 福島事故を踏まえた対策の強化

- ・事故原因の調査分析
- ・新規制基準による安全対策の強化

3 地震について

3-1 地震動評価

- ・地震動評価に影響を与える地域特性（震源特性、伝播特性、サイト特性）の評価
→震源特性は、断層は長く、大きく設定。伝播特性は、距離による幾何減衰と岩石等の特性を反映する内部減衰を考慮。サイト特性は特異な構造はないと評価。
- ・敷地周辺の地震発生状況の調査、評価
→18個の断層による地震を「検討用地震」にしている。
- ・活断層の分布状況の調査・評価
→FO-A～FO-B断層と熊川断層は連動しないと考えられるが連動するとして断層長さを63.6kmと設定。上林断層は文献調査では約26kmだが39.5kmと評価。
- ・地震動評価では、過去の地震データから経験式により地震規模を算出しており、過

去のデータにバラツキが存在しているが、断層面積が過小にならないように、不確かさを考慮している。バラツキと不確かさは表裏の関係にあり、不確かさを考慮することによりバラツキの問題は解消される。

- ・専門家もバラツキと不確かさを二重に考慮する必要はないと言っている。
- ・原告は震源極近傍問題を主張しているが、本件では特別な近傍断層はない。

3-2 地下構造の評価

- ・各種調査により、地震の伝播に影響を与えるような特異な構造は認められない。

3-3 耐震安全性評価

- ・安全上重要な設備については、基準時地震動より算出した評価値が許容値を下回っていることを確認した。
- ・実機サイズに近い試験体について、加振耐性の限界（3398ガル）も確認し、耐震安全上の余裕があることを確認した。

4 基礎地盤の安定性評価

4-1 活断層の有無

- ・各原発直下の破砕帯は活断層ではないと評価。

4-2 地震力に対する基礎地盤の安定性

- ・すべて十分な安定性を有している。

5 津波について

- ・地震、地すべり、斜面崩壊などによる津波を想定し、不確かさを考慮したシミュレーションを実施している。
- ・波源を組み合わせるなど最も厳しいケースで基準津波を策定している。
- ・原告が批判する、波源近くで計算と実績値が一致しないのは、モデルの計算格子を

大きく設定しているからであり、目的とする原発付近は実績値と計算値がよく一致している。

6 火山について

- ・火山灰の構造物への荷重、腐食、危機の閉塞、絶縁低下等を考慮。大山噴火について火山灰層厚見直しても安全機能に支障がないことを確認。
- ・専門家は大山噴火の可能性は極めて低いとしている。
- ・層厚変更に際して評価基準を変えたのではなく、簡易評価から詳細評価手法に変えた。

7 避難計画について

- ・避難計画は IAEA の深層防護の第 5 層の防護レベルに含まれるが、原子力事業者に対して求められている訳ではない。
- ・IAEA の基準も加盟国をしぼるものではなく、それぞれの国の判断による。
- ・放射性物質の大量放出を前提にして第 5 層の避難計画に問題があれば人格権の具

体的危険があるとするは、抽象的・潜在的な危険性をもって運転差し止めを求めることに等しい。

・そのことは、R4.12.20 の大阪地裁決定をはじめ多くの裁判例で示されている。避難計画の不備を理由に原告勝訴とした水戸地裁判決は、第 5 層の位置づけを理解していない。

8 その他

- ・中性子による脆化については、最新のデータ予測している。
- ・命をつなぐ権利は原告とは別の世代であり、請求の根拠にならない。

新しい裁判体

裁判長

池田 聡介、前任地は京都で家裁判事・京都簡裁判事。

右陪席

島田正人、前任地は大阪で、地裁判事・簡裁判事。池田裁判長とは、平成 23 年 4 月から 1 年間、福岡地家裁で一緒。

左陪席

高橋唯、今年 1 月から大津地裁判事補。

【記者会見・報告集会】

井戸弁護士団長の概要説明

今日は裁判長をはじめ 3 人の裁判官が交代したということで、実質的な更新弁論が行われた。原告、被告双方が 90 分ずつの時間で従来の主張のプレゼンを法廷で行った。

関電側の資料は統一されたきれいなものが提出された。原告側の資料は各弁護士がつくっており、統一感はないが手作りの良さが表れているのではないかと思います。



次回は 9 月 14 日、芦田先生の尋問を行うことが正式に決まった。主尋問が 60 分、反

対尋問が 60 分、弁論は 13 時 30 分から。

それから、正式ではないがその次は赤松先生への尋問だ。それが 12 月 7 日に原告側主尋問 180 分、関電側の反対尋問が来年の 3 月 21 日、同じく 180 分、いずれも 13 時 30 分から始まる予定だ。

尋問以外では、原告側から主張の追加を行った。一つは震源に極近い自身の問題、もう一つは、GX 関連法に関すること。

これからもこうした補充主張は続くと思うが、来年 3 月の赤松先生への尋問が終われば、審理は終了し、後は最終準備書面、判決という運びになるだろう。

【質疑応答】

Q1 原告側の書面の内容は？

A. 準備書面(92)が震源極近傍問題、(93)が GX 関連法についての主張だ。CO₂ 問題が原発の必要性につながるものではないという趣旨だ。

Q2.耐震性の論点で井戸先生が批判したのはデータの抽出を恣意的に行っているということか？

A. たとえば、震源を特定しない地震の 1500 ガル問題では、1127 ガルというのが観測値で、1500 というのは計算値だが、これを使わないというのはやはり捻じ曲げているといえる。

Q3.被告側の証人尋問の予定はないのか？

A. 被告側は、そもそも証人尋問は不要という考えであり、我々の証人申請にも反対した。

Q4.主張はすべて説明できたか？

A. 時間が 1 時間半ということだったので、口頭で説明した方がいいと思われるところをかなり絞り込んで資料を作成した。それでも時間が足らなくて一部省略した。

判断枠組みとか立証責任は省略したが関電がやっていたので本当は説明したかった。

Q5.赤松先生のコメント

A. 関電側は、何も詳しい説明をしていない。規制委員会で説明したことしか言っていないという印象だ。

Q6.関電側が説明した 3 人のうち二人は、今までみたことのない人だったがどういう人か？

A. 関電側の準備書面にも名前を連ねている弁護士だ。

Q7 関電側の耐震安全性評価で、「3398 ガルで機能損失を確認」という資料があったがこれは？

A. 多度津の実験センターのデータだ。これまでも主張しているが、実機による試験ではないのでそれがどれだけ適用できるのかという問題がある。もう一つの問題は、試験を行ったのは新品であり、実際の原発は 30 年、40 年経過したものというように条件が異なる。原告は、同じように評価できないという主張をしている。この試験センターは 2004 年に閉鎖されておりその後同じような施設はない。

Q8.関電は福島第一原発の事故原因は津波だと説明したが・・・。

A. 関電の資料でも、地震により外部電源が喪失となっており印象操作をしたのではないか。

Q9.命をつなぐ権利は請求の根拠にならないという主張は？

A. 想定内の反論だ。核燃料サイクルが回っていないということは反論のしようのない事実だ。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

今後の大津地裁での原発裁判の予定

9月14日（木）11時から進行協議

13:30から弁論：芦田先生の尋問（原告60分、休憩30分、被告60分）

12月7日（木）午前、午後の一日を予定（赤松先生への原告側主尋問180分）

2024年

3月21日（木）午前、午後の一日を予定（赤松先生への被告側反対尋問180分）

訃報

突然の悲しいお知らせをしなければなりません。

私たち弁護団の柱であった菅充行先生が6月2日に逝去されました。78歳でした。

田島先生によりますと、ガンで闘病中でしたが、急に脳梗塞を起こされたとのことです。

菅先生は、最年長であっただけではなく、第一次伊方訴訟から原発差止訴訟に取り組んでこられ、その豊富なご経験から、この裁判でも多くの局面で貴重なご意見を述べていただき、多くのことを教えていただきました。

この裁判が終盤でクライマックスに入っている時に逝かれるのは、ご本人にとってもさぞ心残りだっただろうと思います。

当弁護団としては、大変な痛手ですが、そのご遺志を引き継ぎ、若狭湾の原発をなくすために、これからも努力を続けたいと思います。

（井戸弁護団長のお知らせメールより）

情報提供 岸田 GX、子ども甲状腺がん裁判に関する二つの講演

原発のない社会をつくる会が6月18日の総会で行った二つの講演がユーチューブで公開されていますので紹介します。

「それでいいの！！原発の最大限活用」 龍谷大学 大島堅一教授

[\(24\) 「それでいいの？！原発の最大限活用」 - YouTube](#)

「3.11 子ども甲状腺がん裁判の状況」 井戸謙一弁護士

[\(24\) 「3.11 子ども甲状腺がん裁判」の状況の報告 - YouTube](#)

最近の原発裁判の裁判所の判断

～住民の訴えを退けた二例～

3月24日伊方原発広島新規仮処分 広島高裁抗告審決定

決定概要

四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分申し立てに関し、3月24日、広島高裁はその抗告審において棄却決定をした。

高裁裁判体は、決定に際して、通常の民事裁判であるとの理由で立証責任を全面的に住民側に負わせ、四国電力が本来負担すべき立証責任を免除した。

高裁の判断理由

四国電力は、適合性の判断主体ではなく、飽くまで申請を行った者であることからすると、四国電力は、本件原子炉施設の基準地震動の策定根拠等を含めた申請に関する内容等について具体的に主張し、資料を提出するなどして新規制基準に適合していることについて主張、疎明を行えば足り、四国電力はこれを行っているといえるから、住民側において、原子力規制委員会の具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設がこの具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることについて主張疎明するべきである。

弁護団声明での批判

本決定は、「新規制基準に不合理な点があるとしても、それだけで、直ちに住民らの生命、身体等が侵害される具体的危険があるとの疎明がなされたとはいえない」と判断した。これは、新規制基準に不合理な点があっても、さらに安全性を欠くことの立証を求める点で非常識極まりなく、かつ、従来最高裁判例にも矛盾する。

住民側は、地震観測記録と比較して、基準

地震動650ガル及び南海トラフ地震の想定地震動181ガルが低水準であることを主張していた。しかし、本件決定は、住民らの主張が最大加速度の数値のみの比較であると曲解し、さらには、地震学者も含めておよそ現在の人間には不可能ともいえる地域特性まで疎明せよと判示しており、不合理極まりない内容である。

5月24日女川原発2号機運転差止め訴訟判決

判決の概要

5月24日、仙台地裁は、女川原発2号機において、放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があること的主張立証がないとして、住民の請求を棄却し、再稼働を容認した。

原告団、弁護団の声明

原発の危険性が受忍限度の範囲内に収まり、社会通念上許容されるためには、第五層の避難計画が不可欠であるが、仙台地裁は計画の実効性の有無について判断することを放棄した。

福島第一原発事故の前、超巨大地震が発生し、それによって過酷事故に至ることを住民側が主張立証することは不可能であった。

避難計画は行政による実質的な審査は行われておらず、司法も判断を行わないとすれば避難計画の実効性は誰もチェックしないことになる。

避難計画の調査に関する交流

日時 7月23日(日)17:30～19:30

京都自治体問題研究所が行った全国調査を踏まえて、新潟、茨城、静岡、滋賀などの状況報告と交流をズーム併用で行います。

希望される方は、p.1のアドレスに申込みを。